

茅ヶ崎市にお住まいの65歳以上のみなさまへ

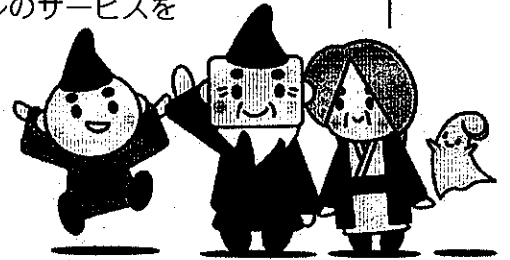
～茅ヶ崎市高齢者のための優待サービス事業～



優待カード

を利用して、楽しく街へお出かけ
しませんか。

「趣味・娯楽」「食べる・飲む」「健康」など、
様々なジャンルのサービスを
受けることが
できます。



高齢者のための優待サービス利用証

フリガナ 氏名	
住所	茅ヶ崎市
電話	
生年月日	年 月 日 ()歳 (年 月 日時点)

1. 優待サービス利用時にこのカードが必要で
2. このカードは65歳以上の茅ヶ崎市民に交付しており
氏名欄等に氏名のない方は利用できません。
問合せ 茅ヶ崎市役所保健福祉部高齢福祉課 0467-82-1111

茅ヶ崎市高齢者のための優待サービス事業とは

茅ヶ崎市内にお住まいの65歳以上の皆様が、本事業の協賛店舗において、優待カードを提示することにより、割引等の特典を受けることができる事業です。

高齢者の皆様がまちに出かけ、健康の維持・増進や趣味等を見つけ、生き生きと、楽しく、豊かな生活を送れるよう支援することを目的としています。

優待カードについて

高齢福祉介護課窓口をはじめ、小出支所、各出張所(辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所)で交付しています。保険証などの公的な本人確認書類を持って窓口へお越しください。

※ご利用にあたっての注意事項(必ずお守りください。)

○65歳以上のご本人が利用できます。代理の利用はできません。

○お1人1枚のみの発行(紛失の場合を除く)となり、優待カードの他の人への譲渡や貸与は禁止しています。

○サービス内容は各協賛店舗様のご協力により実施しているため、サービスについて茅ヶ崎市は一切責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

優待カードが使用できる店舗について

協賛店舗には、のぼり旗、ステッカー、ポスターのいずれかが掲示してありますので、目印にしてください。本パンフレットに一覧表が掲載してあります。また、最新の情報は専用ホームページをご確認ください。

「趣味・娯楽」「食べる・飲む」「健康」など、様々なジャンルのサービスが受けられます。



ステッカー



のぼり旗

後援 茅ヶ崎商工会議所